

工業所有権等の取扱いについての運用細則

I P R 委 員 会

制 定：平成 14 年 5 月 27 日

最近改定：平成 29 年 9 月 4 日

本運用細則は、「一般社団法人情報通信技術委員会 工業所有権等の取扱いについての基本指針」（以下「基本指針」という。）の運用に当たっての細則を規定したものである。

1. 会員所有の工業所有権等の調査及び声明書の提出要請

1.1 TTC 標準等の作成過程において

TTC 標準又は TTC 仕様書（以下あわせて「TTC 標準等」という。）の原案を作成する専門委員会において、専門委員長は、当該専門委員会参加委員に対し、当該 TTC 標準等の原案に係る必須の工業所有権等の所有の有無を調査し、該当するものがあれば、「工業所有権等の実施許諾に係る声明書」（以下「声明書」といい、その様式を付録に定める。）をできる限り速やかに理事長宛に提出するよう要請する。

1.2 TTC 標準の新規制定または改定（以下「制定／改定」という。）の最終過程において

事務局は、標準化会議前に TTC 標準の原案を周知する際に、全ての会員に対し、当該 TTC 標準の原案に係る必須の工業所有権等の所有の有無を調査し、該当するものがあれば、声明書を当該周知後 3 週間以内に理事長宛に提出するよう要請する。

1.3 TTC 仕様書の制定／改定を直近の標準化会議へ報告する過程において

事務局は、TTC 仕様書の制定／改定の後の直近に行われる標準化会議への報告において、全ての会員に対し、当該 TTC 仕様書に係る必須の工業所有権等の所有の有無を調査し、該当するものがあれば、声明書を当該報告後 3 週間以内に理事長宛に提出するよう要請する。

2. 会員から声明書が提出された場合の取扱い

2.1 TTC 標準等の作成過程において提出された場合

- ①事務局は提出された声明書の写しを所管の専門委員会に提示する。
- ②当該専門委員会は当該声明書の内容を審議し、その内容が基本指針第 1 項の要件を満たしていないと認められる場合は、当該 TTC 標準等の原案を修正または廃案とする。

2.2 TTC 標準の制定／改定の最終過程において提出された場合

- ①事務局は提出された声明書の写しを所管の専門委員会に提示する。
- ②当該専門委員会は当該声明書の内容を審議し、
 - a) 当該声明書の内容が基本指針第 1 項の要件を満たしていると認められる場合は、当該 TTC 標準の原案を標準化会議に付議する。
 - b) 当該声明書の内容が基本指針第 1 項の要件を満たしていないと認められる場合は、当該 TTC 標準の原案を廃案とし、標準化会議に報告する。

2.3 TTC仕様書の制定／改定を直近の標準化会議へ報告する過程において提出された場合

- ①事務局は提出された声明書の写しを所管の専門委員会に提示する。
- ②当該専門委員会は当該声明書の内容を審議し、その内容が基本指針の第1項の要件を満たしていないと認められる場合は、当該TTC仕様書を廃止し、標準化会議に報告する。

3. 会員から声明書が提出されなかった場合の取扱い

3.1 免責

会員が声明書を提出しなかった場合において生ずる一切の問題については、基本指針第2項の規定により、TTCは責任を負わないものとする。

3.2 TTC標準等の制定／改定の後に会員所有の工業所有権等の存在が判明した場合

- ①事務局は、会員または非会員の申し出によりTTC標準等の制定／改定の後に当該TTC標準等に係る会員所有の工業所有権等の存在が判明した場合、当該会員に声明書の提出を求める。
- ②事務局は提出された声明書の写しを所管の専門委員会に提示する。
- ③当該専門委員会は当該声明書の内容が基本指針第1項の要件を満たしていないと認められる場合は、当該TTC標準等の修正または廃止等について審議することができる。

4. 会員が提出した声明書の内容に変更が生じた場合の取扱い

4.1 条件に変更が生じた場合

会員は、声明書第3項に記載した条件を変更する場合は、理事長宛に声明書を再提出する。ただし、声明書第3項における条件の、(1)から(2)または(3)、もしくは(2)から(3)への変更は認められない。

4.2 権利所有者に変更が生じる場合

- ①声明書は、移転された工業所有権等に対する全ての権利承継者を拘束する。
- ②工業所有権等の権利者またはその権利の承継者は、当該工業所有権等の移転契約書に、声明書がすべての権利承継者を拘束することを示す条項を含めなければならない。

5. 非会員が所有する工業所有権等の取扱い

5.1 TTC標準等の制定／改定の前に存在が判明した場合

所管の専門委員会は、TTC標準等の原案の作成に当たってTTC非会員が所有する工業所有権等の有無を可能な範囲で調査し、非会員所有の工業所有権等の存在が判明した場合は以下の対処を実施する。

- ①事務局は、当該非会員に対し、基本指針および本運用細則を提示したうえで、声明書の提出を要請する。
- ②事務局は、提出された声明書の写しを当該専門委員会に提示する。

③当該専門委員会は当該声明書の内容を審議し、その内容が基本指針第1項の要件を満たしていないと認められる場合は、当該TTC標準等の原案を修正または廃案とする。

5.2 TTC標準等の制定／改定の後に存在が判明した場合

所管の専門委員会は、会員又は非会員の申出により、非会員が所有する工業所有権等に係るTTC標準等の修正または廃止等について審議することができる。

5.3 非会員から声明書が提出されなかった場合の取扱い

上記第3.1項に準ずるものとする。

5.4 声明書の内容に変更が生じた場合の取扱い

上記第4項に準ずるものとする。

6. 声明書の保管と公開

事務局は提出された声明書を保管し、その内容を公開する。

7. TTC標準等への注記

TTCは、「TTCが公開している声明書一覧を参照するように」との注記を全てのTTC標準等に記載する。

附則：（平成14年5月27日IPR委員会制定）

附則：（平成14年12月10日IPR委員会改定）

附則：（平成15年4月17日IPR委員会改定）

附則：（平成18年2月14日IPR委員会改定）
この改定は平成18年3月23日から施行する。

附則：（平成19年10月15日IPR委員会改定）
この改定は平成19年12月1日から施行する。

附則：
この改定は平成23年4月1日から施行する。

附則：（平成29年9月4日IPR委員会改定）
この改定は平成29年9月4日から施行する。

工業所有権等の実施許諾に係る声明書

一般社団法人情報通信技術委員会
理事長 殿

提出年月日： 年 月 日
提出者：（会社、所属、氏名、印）

貴会の標準化案件に係る工業所有権等（工業所有権等とは特許権、実用新案権及び意匠権をいい、出願中のものを含む。以下同じ。）について、「一般社団法人情報通信技術委員会工業所有権等の取扱いについての基本指針」に基づき、下記のとおり声明書を提出します。

記

1. 該当する TTC 標準または TTC 仕様書（以下あわせて TTC 標準等という。）の番号および名称（原案を含む。）
2. 工業所有権等の出願人および権利所有者の氏名または名称
3. TTC 標準等の内容の全部または一部を実施するうえで、上記の権利所有者が所有する、必須の工業所有権等について、実施の権利を許諾するにあたっての条件

（注 1）必須の工業所有権等とは、当該 TTC 標準等の内容の全部又は一部を日本国内において実施する際に当該工業所有権等を侵害することが技術的に回避できない、あるいは技術的には回避可能であってもそのための選択肢は費用・性能等の観点から実質的には選択できないことが明らかと、当該権利所有者が信じるものをいう。

（注 2）下記(1)、(2)又は(3)のいずれか一つを選択し、文頭の□をチェックすること。

（注 3）工業所有権等の一部（例えば、請求項）を特定することにより、当該一部と他の一部で、実施の権利を許諾する条件について異なる選択をする場合、許諾する条件ごとに複数の声明書を提出しなければならない。

(1) 当該 TTC 標準等を実施する者に対し、当該 TTC 標準等を実施する範囲において、無償で当該工業所有権等の実施を許諾する。

(2) 当該 TTC 標準等を実施する者に対し、当該 TTC 標準等を実施する範囲において、適切な条件の下に、非差別的に当該工業所有権等の実施を許諾する。

(注4) ただし、当該TTC標準等の内容の全部又は一部を実施する上で必須の工業所有権等を所有し当該TTC標準等を実施する他の者が、上記第2項の権利所有者が本項で選択した条件とは対等でない条件を当該権利所有者に対して主張した場合は、当該権利所有者は当該他の者を本項の(1)又は(2)の対象から除外することができる。

(3) 上記の(1)、(2)のいずれをも選択しない。

4 対象となる工業所有権等

4.1 上記第3項で(1)または(2)の条件を選択した場合

対象となる工業所有権等は以下のとおりです。

(注5) 下表に記載がない場合、上記第2項の権利所有者が所有する、当該TTC標準等の内容の全部又は一部を実施するうえで必須の工業所有権等はすべて、上記第3項で選択した条件における実施許諾の対象として含まれるものと見なされる。

出願番号 (出願日)	公開番号	登録番号	発明等の名称

4.2 上記第3項で(3)の条件を選択した場合

対象となる工業所有権等に関する情報は、添付のとおりです。

(注5) 任意の書式にて以下の3種類の情報を本声明書に添付して提供すること。

- －工業所有権等の出願番号（出願日）、公開番号、登録番号、発明等の名称
- －影響を与える TTC 標準等の部分
- －当該 TTC 標準等に係る工業所有権等の請求の範囲

以 上